

## 学生の事件・事故等防止専門部会設置要項

平成23年 2月 9日

改正

平成27年 3月27日

平成30年 3月30日

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議規程第10条の規定に基づく専門部会の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 全学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）に、学生の自傷・他害行為、薬物乱用などの事件・事故等を防止するための専門部会（以下「事故防止専門部会」という。）を置く。

(任務)

第3条 事故防止専門部会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 事件・事故等の予防のための支援体制の構築及びその検討
- (2) 事件・事故等発生時の対応策及びマニュアル等の整備
- (3) 事件・事故等に関する原因の調査とその対応の検証及びセンター会議への報告

(部会員)

第4条 事故防止専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 学生支援センター長
- (2) 保健管理センター長
- (3) 保健管理センター担当の教育研究職員
- (4) 学務部学生課長
- (5) その他部会長が必要と認めた者

(部会長)

第5条 事故防止専門部会に部会長を置き、第4条第1号の者をもって充てる。

(部会員以外の者の出席)

第6条 事故防止専門部会において必要と認めたときは、部会員以外の者を事故防止専門部会に出席させることができる。

(事務)

第7条 事故防止専門部会に関する事務は、学務部学生課において行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、事故防止専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。